

令和2年10月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度10月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第42号 農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第43号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第44号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第45号 農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第46号 農用地利用集積計画審議について	(44件)
議案第47号 非農地証明願出書審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

15番 今屋 政市

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度10月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が15名出席しております。
なお、今屋委員から欠席届が提出されています。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「楠 眞憲」委員と、11番「東 芳男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第42号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、総会資料の訂正をお願いいたします。
2頁の議案第42号農地法第3条許可申請書審議の番号8です。こちらは申請地として2筆記載がされておりますが、吹上町湯之浦2874番地については取下げ願いがございましたので、総会資料からの削除をお願いいたします。

それでは説明に入ります。資料の1頁から11頁をご覧ください。8件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,206㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は292㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,641㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,833㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,216㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は766㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,365㎡、作物はいちごです。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,605㎡、作物は水稻です。

以上、計8件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第42号の番号1について報告いたします。

令和2年10月17日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第42号の番号2について報告いたします。

令和2年10月19日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人代理人のもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と、一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第42号の番号3について報告いたします。

令和2年10月18日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第42号の番号4について報告いたします。

令和2年10月21日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第42号の番号5について報告いたします。

令和2年10月21日、私と副の地頭所委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第42号の番号6について報告いたします。

令和2年10月18日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第42号の番号7について報告いたします。

令和2年10月17日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第42号の番号8について報告いたします。

令和2年10月19日、私と副の今屋委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。全ての案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第42号の全ての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第42号の全ての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第43号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の12頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、駐車場です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

4番 議案第43号の番号1について報告いたします。

令和2年10月19日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約9.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第43号の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第43号の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第43号のすべての案件について許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第44号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

また、日程第5、議案第45号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1が関連しますので、合せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。1件です。

番号1は、議案第45号農地法第5条許可申請書審議の16頁番号1と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和2年7月28日付指令農振第5号36で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は申請地119番地1のみで建売住宅として申請されましたが、今回、隣接する120番地4（こちらは5条申請の番号1であります）と一体利用し、宅地造成として変更申請するものであります。なお、119番地1の所有権移転については、前所有者から申請者に名義変更済みであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第44号の番号1と議案第45号の番号1については、一括して報告いたします。

令和2年10月17日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第44号の案件と関連する議案第45号の番号1について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の案件と関連する議案第45号の番号1について、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第45号農地法第5条許可申請書審議の番号1以外の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。番号1につきましては、ただいま審議が終了しましたので、番号2から番号11までの10件です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、コインランドリー、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

なお、番号8及び番号10については、転用済みのため始末書がついております。

以上、計10件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第45号の番号2について報告いたします。

令和2年10月17日、私と正の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第45号の番号3について報告いたします。

令和2年10月18日、私と副の下池委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第45号の番号4について報告いたします。

令和2年10月18日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域

内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第45号の番号5について報告いたします。

令和2年10月22日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約7.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第45号の番号6について報告いたします。

令和2年10月22日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約480mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第45号の番号7について報告いたします。

令和2年10月21日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第45号の番号8について報告いたします。

令和2年10月21日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に住宅等の敷地が3戸以上あり、集落に接続しているので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第45号の番号9について報告いたします。

令和2年10月18日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第45号の番号10について報告いたします。

令和2年10月19日、私と副の松崎（弘）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第45号の番号11について報告いたします。

令和2年10月19日、私と副の松崎（弘）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約5.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第45号の番号1以外の案件について、許可相当との報告を

いただきました。何かご質疑等ございませんか。

10番 番号9についてですが、2筆で370㎡とありますが、2筆をたすと369㎡ではないでしょうか。
会長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい、最初に説明をすれば良かったのですが、小数点以下がありまして、このようになっております。

会長 よろしいですか。

10番 はい。

会長 他にありませんか。

8番 番号3についてであります。老人ホームに入居中の方が、所有権移転で家を建てられるのですか。

会長 番号3ですか。

6番 兄弟の方から農地を購入するとのことで、また老人ホームは合わないみたいで、ここに家を造ることでした。

会長 よろしいですか。

6番 はい。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第45号の番号1以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第45号の番号1以外の案件について、許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第46号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 永野 彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号11です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,648㎡、計1,648㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第46号の永野委員が関係する番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第46号の永野委員が関係する番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

会長 次に、東峯委員が関係する農地中間管理機構の案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号8です。貸借です。

面積について、田は940㎡、畑はなし、計940㎡、うち再設定面積は940㎡、利用権設定件

数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第46号の東峯委員が関係する番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第46号の東峯委員が関係する番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

21番 [着席]

会長 議案第46号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁から35頁です。貸借です。

面積について、田は21,743㎡、畑は11,321㎡、計33,064㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は29件、うち再設定件数はなしです。

続いて、農地中間管理機構分です。資料の36頁から39頁です。貸借です。

面積について、田は12,966㎡、畑は8,617㎡、計21,587㎡、うち再設定面積は14,799㎡、利用権設定件数は13件、うち再設定件数は9件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

2番 はい。

会長 はい、2番どうぞ。

2番 農地中間管理機構分で、番号1から番号8については、田んぼの基盤整備をするところだと思いますが、この地区は1町歩ほど荒れていたと思いますが、基盤整備後は耕作をする方がいるのかなと思ひまして、東峯委員にご存じであれば、教えてもらひたい。

21番 はい、基盤整備事業をするうえで、基盤整備後に農地中間管理機構等をとおして田んぼの貸し借りをし、耕作者がいる状況でないといけなひのでことでありました。

2番 Aさんが畜産をしているので、牧草を植えていたところもあつたが、Aさんが相当分引き受けてくれればいいが、基盤整備をして荒れてしまうのもいけなひと思ひまして。

21番 それは大丈夫です。

2番 わかりました。

会長 よろしいですか。

2番 はい。

会長 他に質問はありませんが

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんかので、議案第46号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第46号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定

しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第47号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第47号の番号1について報告いたします。

令和2年10月22日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第47号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第47号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和2年度10月総会を閉会します。

(閉会 9時55分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

10番 (印)

11番 (印)